配当公告

岐阜県多治見市下沢町四丁目四五番地三
破産者　エーシン株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所多治見支部平成二十一年（フ）第二五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二〇九、〇九六、六三五円
（内優先的破産債権額　金三七、七〇〇円）

一、配当をすることのできる金額
金二四、三三一、九八一円
（内優先的破産債権額　金三七、七〇〇円）

平成二十三年九月十四日
名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル五〇一号・六〇一号弁護士法人愛知総合法律事務所　破産管財人　尾関　栄作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市下小阪一丁目五二七番地二、最後の住所埼玉県深谷市藤野木一一七番地藤の木荘　被相続人　亡　東　一榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
埼玉県熊谷市宮町一丁目一二七番地
相続財産管理人　菅原　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区向島一丁目一四番、最後の住所東京都江戸川区中葛西三丁目九番五―一〇二号レジデンスヤガワ　被相続人　亡　岡田　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡双葉町大字新山字広町五番地、最後の住所東京都板橋区相生町二番六―三〇二号ルイシャトレ志村城山プロッシモ　被相続人　亡　井戸川隆充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
東京都杉並区松庵一丁目二番二九号宮嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮嶋　英世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区新川二丁目八番地三、最後の住所東京都新宿区舟町一二番地四　被相続人　亡　山田　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林一丁目四三一番地、最後の住所東京都大田区南久が原二丁目一一番一二号　被相続人　亡　山下　耕司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号
相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東堀切三丁目二〇番、最後の住所東京都葛飾区東堀切三丁目二〇番七―一〇四号グリーンパーク第二南綾瀬　被相続人　亡　櫻井　治彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　元弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市土肥二七七八番地、最後の住所東京都町田市本町田九五番地公社住宅ロ一三一　被相続人　亡　鈴木　雉祥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
東京都立川市緑町七番地の二サンクタス立川Ｔ１南立川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡みやこ町徳永一九六九番地、最後の住所東京都清瀬市野塩一丁目三二四番地一コーポ西原一〇五号　被相続人　亡　平田　哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市柳窪三丁目二番、最後の住所東京都東久留米市柳窪三丁目二番三五号キョウエイハイツ小平五〇三　被相続人　亡　三浦　敏彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十四日
日野市高幡一〇〇八―六　新扇屋ビル三〇二
相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

第44期決算公告

平成23年9月13日
静岡市駿河区高松二丁目23番39号
株式会社オズ
代表取締役　永田　洋朗

貸借対照表の要旨（平成23年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,842,343
	固定資産	247,156
	合計	3,089,499
負債及び純資産の部	流動負債	1,640,647
	固定負債	6,907
	株主資本	1,441,944
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,421,944
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,416,944
	（うち当期純利益）	(218,595)
	合計	3,089,499

第23期決算公告

平成23年6月24日
岐阜県恵那市長島町久須見18番地の1
株式会社住軽テクノ恵那
代表取締役　竹川　幸男

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	832,043
	固定資産	1,229,594
	合計	2,061,637
負債及び純資産の部	流動負債	1,761,920
	固定負債	206,979
	株主資本	77,648
	資本金	350,000
	資本剰余金	114,357
	（資本準備金）	(114,357)
	利益剰余金	△386,708
	（その他利益剰余金）	(△386,708)
	（うち当期純損失）	(179,275)
	評価・換算差額等	15,090
	合計	2,061,637

第33期決算公告

平成23年8月26日
愛知県岡崎市羽根西新町6番地2
株式会社サンコンサルタント
代表取締役　羽田野正晃

貸借対照表の要旨（平成23年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	272,357
	固定資産	186,887
	合計	459,244
負債及び純資産の部	流動負債	38,362
	固定負債	26,889
	株主資本	393,993
	資本金	10,000
	利益剰余金	383,993
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	381,293
	（うち当期純利益）	(13,657)
	合計	459,244